



# 法エール

Vol. 80

H27. 8. 20



## ご挨拶

8月15日は、終戦記念日でした。今年は、戦後70回目の節目の年でしたが、政府は、これまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能にするため、安全保障関連法案の成立を急いでいるようです。被爆国として不戦を誓い、悲惨な出来事が二度と繰り返されないことがないよう、現在の枠組みの中で平和国家の歩み続けていく必要があると思うのですが、政府の取り組みは早急のように思います。戦争体験者の高齢化も進む中、惨禍伝承のための取り組みも加速化していく必要があります。私も、父の戦争体験を子どもたちと一緒に聞いておこうと思います。


また、今年の熊本市民早起野球大会で、味千拉麺チームが2年ぶり5度目優勝を飾りました。一昨年にチームの主力が欠け、戦力ダウンによる非常に厳しいチーム環境の中、これまで以上の努力とチームワークの構築で見事に143チームの頂点に立ち栄冠を勝ち取りました。私も創部メンバーの一員として記念写真に納まり、熊日夕刊にも掲載されました。選手の頑張りに、ただ乗りしたような感じもありますが、味千拉麺チームの今後の活躍に期待したいと思います。

それから、先月、司法書士試験が行われました。法人の正社員は司法書士になることを自己実現の一つとしていますので、全正社員がこの試験を受験しました。働きながらの受験ですので、日常生活の中でどのように試験勉強に向き合い、取り組むのかが大切となります。今年度の社員の皆さんは、月に一度の研修会での試験対策も行ってきました。そして、試験終了後に発表された模範解答速報によると、法人内で今年合格できる可能性のある社員が一人いることがわかりました。法人内から合格者を輩出し、働きながらも司法書士試験に合格することを実証していきたいと思います。そして、「幅広く質の高いより良い法的サービスの提供」のため、今後も本職と社員とが一体となり、頑張っていくしますので、宜しくご支援の程お願い申し上げます。それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。

(代表社員 大島 隆広)



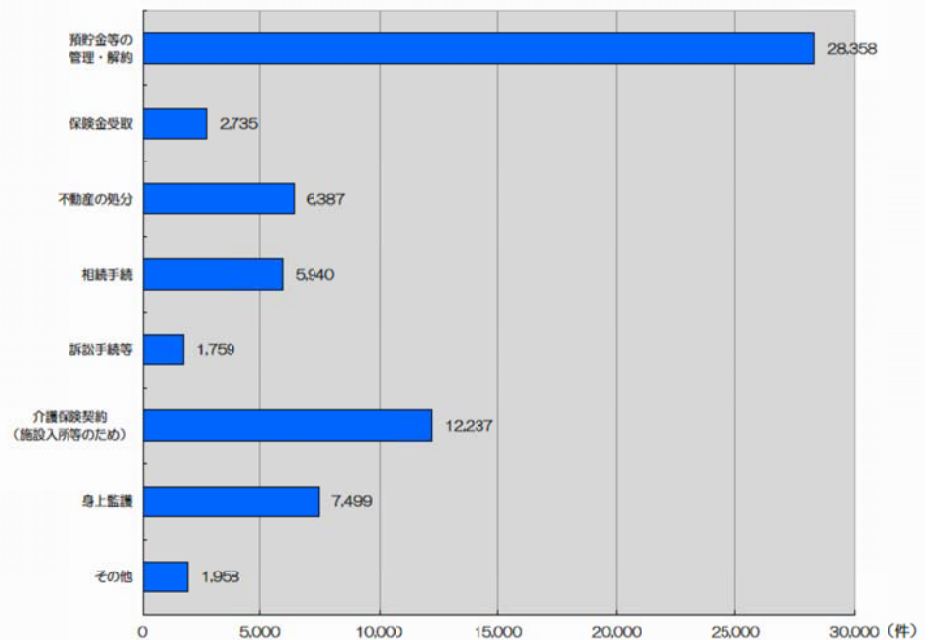
## 成年後見制度の現状～平成26年の概況より～



前回より、成年後見制度の現状について、平成26年において新たに成年後見制度がどれくらい利用されるようになったのか、また、どれくらいの方が成年後見制度を利用しているのかについて、紹介しました。今回も「成年後見関係事件の概況－平成26年1月～12月－(最高裁判所事務総局家庭局)」を参考に成年後見制度の現状について見ていきたいと思います。なお、タイトルの番号は前号からの続きになっており、①は前号をご覧いただければと思います。

## ② 申立の動機について

成年後見制度は判断能力が低下してから利用される制度です。しかし、認知症など判断能力が低下からといって自動的に後見人等が就くのではなく、その利用をするためには家庭裁判所への申し立てが必要になります。多くの場合、後見人等を必要とする動機（きっかけ）があって申立てがなされることとなります。

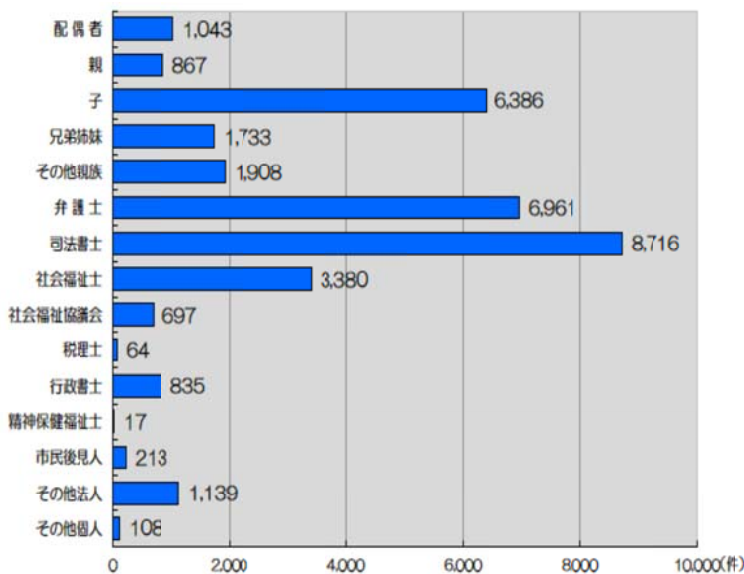


グラフからも分かるよう

成年後見関係事件の概況－平成26年1月～12月－（最高裁判所事務総局家庭局）より

に、多くの場合が預貯金等の管理・解約が一番多くなっています。普段の生活においても、また、今後施設で生活するにおいても、預貯金等の管理は後見人が行う財産管理の基本的な部分になります。したがって、預貯金等の管理が判断能力の低下により難しくなってしまったことは、後見制度が利用される主な動機となっています。他にも、施設入所のためや不動産の売却のためなど、さまざまな利用の動機があることが分かります。

## ③ 成年後見人等と本人の関係について



成年後見関係事件の概況－平成26年1月～12月－（最高裁判所事務総局家庭局）より

家庭裁判所に成年後見の申立てがなされると、特に問題がなければ後見人等（後見人、保佐人、補助人）が選任されることとなります。では、どのような人が後見人等に選任されているのでしょうか。

まず、特筆すべきは、本人の親族が後見人等に選任されている割合は平成26年の1年間においては約35%であったということです。近年、親族が後見人等に選任される割合は低下し続けています。その理由としては、親族が県外など遠方で生活していたり、親族間に本人の財産管理などの方針について対立があったりなどが挙げられます。親族が後見人等に選任されない場合は、第三者が後見人等に選任されるのですが、司法書士、弁護士、社会福祉士が主に選任されています。なお、近年は「市民後見人」といって、地域の社会福祉協議会が支援しながら、地域の一般市民方が後見人等に選任されるケースも出てきています。

今回は、近年利用が多くなっている後見制度支援信託や、任意後見契約の利用の現状について見ていきたいと思います。

# 判例紹介

## ～熱中症による損害賠償請求～

(大阪地方裁判所 平成23年(ワ)第4873号)

### (事件の概要)

タレント養成学校の生徒である原告のAさんが、被告Bテレビ放送会社（以下「被告B」という。）が主催するイベントの開幕特別番組の制作に向けて実施した駅伝の試走りハーサルに参加した際、被告Bが熱中症に対する適切な予防策を講じ、緊急時に対処するための救護体制の構築及び適切な救急搬送を行わなければならない安全配慮義務に違反したことにより、原告Aさんに重度の熱中症及びこれを原因とする後遺症が生じたとして損害賠償を求めた事件。

### (裁判所の判断)

被告Bは、リハーサル当日に会場の気温等の計測をしておらず、1回目の試走終了後に他の生徒に熱中症が疑われる症状があることを、認識し得る事情があり、2回目の試走を中止すべきであったにもかかわらず、中止しなかったために原告が熱中症に罹患したことが認められ、熱中症の発症により生じた損害との間には因果関係が存在する。しかし、原告Aさんが罹患した熱中症は、後遺障害を残す程度に重篤なものであったとまでは認められない。

### (コメント)

本件駅伝のリハーサルの目的は、番組の進行及び試走者を被写体とするカメラワークの確認で行われたもののようですが、本番と同様に各チームの対抗駅伝という形式で行われていたため、タレント同士の競争心を煽る形になっていたとのことです。炎天下での活動の際には、その主催者等管理すべき立場にある人は、熱中症を発症させないようにする責任があると言えます。

まだまだ暑い日が続きますので、まずは一人ひとりが十分注意し、熱中症にならないように、十分気をつけていきましょう。

## コラム

### 小さく古びた地元の神社



みなさんがお住まいの近くに神社はありますか？ その神社は、なぜそこにあるのですか？ 私の住む宇城市南豊崎地区には「豊川神社」があります。地元の方々は、初詣に参り、お祓いを受けおみくじを引きます。この神社を少しだけ紹介しますと、竜神(水神の一種で水を司る)を祀っており、明治初期に他の地区にあった三つの神社を合祀した由緒ある神社です。木造瓦葺でこじんまりとしています。

数年前までは、神社の境内を3本の銀杏の大木が覆い、正にパワースポットの名に相応しいものでした。かつては、神社の祭りや奉納相撲も行われていました。しかし、現在は、台風や虫食いによる倒壊の恐れなどの理由で2本は伐採され、残った1本も太い幹が切られ、祭りも相撲もなくなりました。社(やしろ)は傷みが激しく、サッシの窓枠は歪み、窓がきちんと閉まりません。柱も傾き、神殿の床もフワフワです。寂しい限りです。何故このようなことになってしまったのかと心が痛みます。

豊川神社は地域の鎮守の神を祀る氏神神社です。豊川地区は、水田造成のために不知火海を埋め立てた地域のため、入植したのは全てが農家でした。このため氏子は農家、守

り神も竜神というわけです。農家の人達が水の恵みに感謝し、豊作を祈念するために神社を建てたのです。当時は、神に対する感謝やその加護を日常生活の中に実感することが多かったはずですが。しかし、産業構造の変化に伴い、現在では農家の数が激減し、農地水の恵みへの感謝の念も薄れ、神社が衰退してしまっただけです。神社には教義も布教活動もありませんので、当然の成り行きかもしれません。

社の修復は地元の氏子の寄進で賄うしかありませんが、氏子と神社の関係が希薄化している今、このことはなかなか難しい状況です。地元の守り神である豊川神社という存在価値への認識を地道に浸透させていくしかないようです。また、神社は、多忙な毎日の生活の中で、自分を見つめなおす、自分に問いかけるという機会を提供してくれる静寂の場としての面もあります。地元の小さく古びた神社が、地元の皆様の心の支えの一つになれるよう活動していきたいと感じているところです。

(行政書士法人ヒューマン・サポート 行政書士 藤田 賢司)

(司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター連携行政書士)

## お知らせ



### ~寄り添う支援で笑顔ふたたび~

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

### 命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



## 司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006  
熊本市北区龍田3丁目32番18号  
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066  
熊本市北区清水亀井町16番11号  
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131  
熊本市南区薄場町46番地 薄場合合同ビル内  
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106  
熊本市東区東野1丁目1番12号  
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>